

金山町危険ブロック塀等除却費用補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月11日

金山町長 佐藤英司

金山町告示第17号

金山町危険ブロック塀等除却費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路等の通行者の安全を確保し、事故を未然に防止するため、道路等に面し、地震等の自然災害により倒壊の危険性が高いブロック塀等の所有者等が当該ブロック塀等を除却又は一部除却する費用に対して、金山町長が予算の範囲内において交付する補助金に関し、金山町補助金等の適正化に関する規則（昭和48年金山町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 金山町耐震改修促進計画に定める避難路及び公共施設に隣接する境界をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（基礎部分、笠木、控え壁を含む。）をいう。
- (3) 耐震診断 平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀の点検のチェックポイント」による点検により、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 危険ブロック塀等 道路等に面し、道路等面からの高さ（基礎及び擁壁の高さを含む。）が1メートルを超えたもの又は擁壁上に設置してある場合にはブロック塀等の高さが60センチメートルを超えたもので、耐震診断によって1項目以上の不適合があるブロック塀等
- (5) 除却 ブロック塀等を基礎まで含めて解体し撤去（当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁を除くブロック塀等の撤去）する工事をいう。
- (6) 一部除却 ブロック塀等の一部を解体し、高さを道路等面（当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁上からの高さ）から60センチメートル以下にする工事をいう。
- (7) 所有者等 ブロック塀等の所有者又はブロック塀等が組積された土地の所有者（国、地方公共団体、独立行政法人等を除く。）をいう。

(8) 町内建設業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による解体工事業の登録を受け、かつ、町内に会社の本店又は支店を有する建設業者をいう。

（補助対象工事）

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げるすべてを満たすものとする。

- (1) 町内で道路等に面する危険ブロック塀等を除却又は一部除却する工事であること。
- (2) 過去に本補助金の交付を受けたことのある土地に存する危険ブロック塀等を除却又は一部除却する工事でないこと。
- (3) 公共事業の施行に伴う補償を受ける工事でないこと。
- (4) 販売を目的として建築物の解体工事や整地を行う際に危険ブロック塀等を除却する工事でないこと。

2 危険ブロック塀の撤去後、ブロック塀等を新たに設置する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）をはじめとする各種法令を遵守すること。再設置費は補助対象外とする。

（交付対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者は、対象工事を行う者で、次の各号に掲げる内容を全て満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 所有者等であること。
- (2) 前号に掲げた者について、町に納付する税・公金等に滞納がないこと。
- (3) 金山町暴力団排除条例（平成23年12月16日条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 第7条の規定による通知を受けた日以降に、町内建設業者等と前条に掲げる対象工事の実施に係る契約を締結し、着手する者であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、除却又は一部除却に要する工事費の3分の2又は当該ブロック塀等の延長1メートルあたり2万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、1件あたり12万円を限度とする。ただし、千円未満に端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の延長には、控え壁にかかる部分を含む。

3 鋼製フェンスその他これらに類するもの、門柱又は門扉（以下「鋼製フェンス等」という。）を混用しているブロック塀等にあつては、鋼製フェンス等の除却に係る費用は対象外とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に規則第6条に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 耐震診断を実施した「ブロック塀の点検のチェックポイント」
- (2) 見積書等
- (3) 除却しようとするブロック塀等の位置図、平面図及び立面図
- (4) 工事前の現場写真（除却するブロック塀等の状況が把握できるもの）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 町長は、補助金の交付の申請があつた場合においては、規則第7条の規定によりその適否を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、規則第10条に規定する補助金等交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第8条 交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助金を補助の目的以外に使用してはならない。

2 町長は前条の規定により交付決定をするときは、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 対象工事の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 前2号に規定するもののほか、町長が必要と認める事項

（補助事業等の変更、中止及び廃止の条件）

第9条 規則第8条第1号イに規定する補助事業等の軽微な変更は、補助事業の額に変更が生じる以外の変更とする。

2 規則第8条第1号の規定により補助事業の変更、中止及び廃止について町長の承認を受けようとするときは、速やかに町長へ報告してその指示により必要な書類を提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、当該工事の完了日から起算して30日を

経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 工事前、工事中及び工事完了時の現場写真
- (2) 工事に係る工事請負契約書の写し
- (3) 工事に係る費用内訳書
- (4) 工事に係る領収書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類
(補助金の額確定等)

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合は、補助金等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(適用除外)

第12条 本要綱は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 建築基準法を含めた他の法令を順守しない又はこれら法令に定める所定の申請等を適切に行わない場合
- (2) 申請した工事について、金山町その他制度による補助金との重複申請がある場合
- (3) 工事申請年度に、本要綱に定める補助金の交付を既に受けた場合。若しくは受けようとしている場合
- (4) 国、県及び町の事業に係る補償費等を受給するかわりに工事を行う場合
(補助金の取消し及び返還)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が前条までの規定に違反した場合は、その補助金の取消し及び返還を命ずることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。